

神奈川自治会館（公益目的事業活用分）の大規模修繕費用・再取得に充当する資金の提示

公益充実資金取扱規程第2条第2項に規定する公益充実資金を積み立てるために、次のとおり提示する。

- 1 積立の目的 : 公益目的事業実施に使用する神奈川自治会館の大規模修繕費用と再取得に充当するための資金
- 2 積立期間 : 平成29年度から令和34年度まで
- 3 神奈川自治会館の再取得又は改良の予定時期 : 令和35年度
- 4 資産の積立最低額の算出根拠
積立の目的資産である神奈川自治会館1棟の建物再調達原価を基準とする。
(平成25年9月2日に発行された「不動産鑑定評価書」における建物再調達原価)
査定単価 302,500 円/m² (1,000,000 円/坪)
建物数量 9,263.041 m²
再調達原価 2,802,000,000 円
公益目的事業按分割合 96.6%

- 5 資産の積立最低額 : 2,706,732,000 円

2,802,000,000 円 × 公益目的事業按分割合 96.6%

- 6 各年度の積立予定額

《平成29年度》

年度末日における収支相償の剰余金及び遊休財産額の保有制限超過額のいずれか大きい金額に当該年度末日における減価償却引当資産の取崩額を加算した金額

《平成30年度から令和7年度までの各事業年度》

各事業年度末日における収支相償の剰余金及び遊休財産額の保有制限超過額のいずれか大きい額とする。

《令和8年度から令和34年度》

積み立てに必要な最低額と当該各年度の前年度末日における帳簿価格との差額を残年数で除した金額とする。

ただし、上記各事業年度において、公益目的事業を実施するための財政上の理由により積立予定額の全部または一部を積み立てないことができるものとする。